

新川崎・創造のもりにおける量子イノベーションパーク形成に向けた 機能整備の検討業務委託 仕様書

1 委託業務名称

新川崎・創造のもりにおける量子イノベーションパーク形成に向けた機能整備の検討業務委託

2 目的・背景

本市では、新川崎・創造のもり地区において、産学公民の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指し、段階的な施設整備を推進してきた。また、全国の自治体に先駆けて、量子コンピューティング技術の普及と発展とこれに伴う新たな産業創出と社会課題の解決に向けた取組を進めている。

こうしたなか、本市は、東京大学、慶應義塾大学等のアカデミアや企業等とともに量子技術分野における産学官連携体制を構築し、令和4年10月にはJST「共創の場支援プログラム（COI-NEXT）」に採択され、10年間の産学官共創の長期プロジェクトが始動することとなった。本プロジェクトにおいて、新川崎地区がサテライト拠点として位置づけられており、このエリアにおける人材・情報の集積と産官学のネットワークを活かし、研究成果から、スタートアップや新たな事業の創出につなげる「量子イノベーションパーク」の形成に向けた取組を推進しているところである。

本業務は、今後、新川崎地区における量子イノベーションパークの形成に向けた取組を推進するにあたり、その基盤となる各種の調査・検討を行い、このエリアの機能・価値向上に向けた必要な機能の検討を取りまとめることを目的とする。

3 対象範囲

本業務の対象範囲は、新川崎・創造のもりを中心とする新川崎地区とする。

4 業務内容

(1) 量子イノベーションパーク形成に向けた基本的なコンセプトの検討

機能向上の目的を十分に理解した上で、本市の関連施策との整合性を図りながら、量子イノベーションパークの形成に向けて、必要な視点や基本的なコンセプトを検討する。コンセプト検討にあたっては、量子コンピューティング技術等の最新動向の把握のための有識者及び企業・大学等へのヒアリング、ニーズ調査を行い、議事録、ヒアリング結果等の考察資料を作成する。

(2) 量子イノベーションパーク形成に向けた必要機能の検討

量子イノベーションパーク形成に向けて必要となる機能について整理検討する。なお、整理検討にあたっては、必要に応じて、国や企業、大学等の意向把握を行うものとする。

ア 現況等の整理

- ・ 新川崎地区の現況・ポテンシャル・課題
- ・ 量子コンピューティング及び関連技術等の最新動向
- ・ 量子技術分野における国が進める方向性
- ・ 産業としての将来性、ロードマップ、市場規模

イ 量子分野に関連する技術領域の調査・分析

- ・ 量子技術の早期社会実装に資する技術領域、産業分野
- ・ 量子技術の活用が見込まれる出口産業
- ・ 量子技術開発の実現までの中長期の間、古典コンピューティング等の当面の関連産業の社会実装化も意識した拠点形成の考え方
- ・ 量子分野のイノベーション創出に求められる機能等（海外からの高度人材の誘引や人材育成を含む）

ウ 機能整備（求められる機能、支援制度等）

上記ア・イの分析を踏まえ、量子イノベーションパーク形成に向けて集積を図るべき産業及び求められる機能等を整理検討する。

また、量子技術及び関連する周辺産業は経済安全保障上、極めて重要な分野であることから、こうした機密情報取扱におけるセキュリティ上の配慮すべき事項等について検討を行う。

(3) 量子イノベーションパーク形成による効果の検討

量子技術を核としたコンピューティング分野の企業・大学等が集積する拠点「量子イノベーションパーク」が実現した場合に、地域に及ぼす効果を定量的・定性的な視点から検討を行い整理する。

(4) 報告書の作成

上記の業務内容に基づき報告書を取りまとめる。報告書には、打合せ・各種ヒア

リング等を含む。

5 履行期間

契約締結日～令和6年3月22日

6 履行場所

川崎市内 他

7 成果物一覧

- (1) 報告書 電子データ 1部
- (2) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

8 納入期限及び納入場所

成果物は、履行期間の終了日までに納入すること。

納入場所：川崎市経済労働局イノベーション推進部

9 その他

- (1) 新川崎・創造のもり地区に関する基本構想等上位計画等の前提条件及び同地区における第1期から第3期における事業実施状況、過去の調査データ等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本市の担当者と十分協議の上、本市の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本市の条例、規則等を遵守し、関連調査結果や庁内検討会議等による検討内容を反映すること。
- (4) 調査に使用した個人データ及び回収した調査票については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。
- (5) 調査終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。また、調査票等は適切に処分すること。
- (6) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上決定することとする。